

静岡県港湾管理条例（昭和36年条例第54号）第3条第1号の規定に違反して清水港の江尻物揚場と江尻12号岸壁の接地点付近に放置されている自転車について、その所有者に対して同条例第13条の2第1項の規定により、下記の期限を定め、撤去を求める。なお、期限内に撤去が行われない場合は当該所有者に代わり清水港管理局が当該措置を行う。

令和4年9月13日

静岡県知事 川 勝 平 太

記

撤去期限 令和4年9月27日